

はるやま商品券 資金決済法に基づく情報提供

1. 発行保証金について

資金決済に関する法律（以下「資金決済法」といいます）第14条第1項によって、毎年3月31日及び9月30日を基準日として、会社が発行する前払式支払手段の未使用残高の半額以上の金額を供託することが義務付けられています。

当社では、発行済みはるやま商品券の利用可能残高合計額の2分の1以上の金額を、現金によって法務局に供託しています。

2. 無権限の取引等によって発生した利用者の損失について

当社は、はるやま商品券の盗難、紛失または滅失などについて、一切責任を負いません。また、利用者の意思に反してはるやま商品券が使用された場合でも、当社では、再発行または補償を致しかねます。